

第 9 5 回 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会

令和 7 年 6 月 5 日 午前 1 0 時 1 0 分 ～ 午前 1 0 時 4 5 分

本庁舎 6 階 6 0 1 会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
 - 2 議席順位の決定について
 - 3 議事録署名者の選任について
 - 4 その他

出席委員	小川 晃三	稲垣 和久	園田 條元	沖本 廣幸
	石田 欣也	渡邊 学	長谷川 武	林 雍博
	牧野 裕人	山本 一三	富士道緑男	稲垣 悟

欠席委員 稲垣 進 伊藤 満 住友理工(株)

傍聴者 0 人

事務局 舟橋部長 川島次長 早稲田課長 杉山主幹
上井庶務係長 白木事業係長 吉田換地係長 川畠補償係長
秋田主任 堀技師

杉山主幹 本日は、ご多忙の中、尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会委員当選証書並びに選任証書付与式に引き続き、本審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

まず、はじめにお手元に配布した資料の確認をお願いします。

(資料確認)

(資料の不備等なし)

それでは、舟橋都市政策部長から挨拶申し上げます。

舟橋部長 おはようございます。先ほどの付与式に引き続きまして、審議会ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、今回の審議会委員の改選により、平成7年に設置されました本審議会委員の第7期目となります本日令和7年6月5日から令和12年6月5日までの5年間の任期を、新しく5名の方に、また10名の方に引き続きお願いさせていただくことになりました。

本土地区画整理事業につきましては、先ほど笹原のほうから申しあげましたように、終盤に差し掛かっており、今後は完了を見据えた事業進捗を図る時期になっております。事務局といたしましては、事業の終結に向けまして鋭意努力してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

これから5年間どうぞよろしくお願いいたします。

杉山主幹 区画整理課の職員につきましては、お手元の資料の最後のページにあります職員配置名簿にてご確認ください。

本日の出席委員は、12名であります。規定により、本日の審議会は成立いたしました。

議事運営については、会長あるいは副会長にお願いすることとなりますが、現在、会長、副会長が空席となっております。

したがって、最初に会長を選出する必要がございます。

それまでの間については、事務局である区画整理課長を仮議長とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

杉山主幹 ありがとうございます。

それでは、早稲田区画整理課長を仮議長として進めさせていただきます。

早稲田課長 仮議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

只今から尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会を開催いたします。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配布しましたとおりであります。

日程第1「正副会長の選出について」を議題といたします。

まず、審議会の会長については、土地区画整理法第61条第2項により、委員のうちから委員が選挙することになっております。

まずは、立候補をお聞きした後に、推薦があればお聞きをいたします。どなたか会長に立候補はございませんでしょうか。

早稲田課長 立候補はないようですので、推薦はございませんでしょうか。

長谷川委員 長谷川と申します。よろしくお願いします。

会長の選出なんですけども、前回もやっていただいた稲垣悟委員が適任だと思いますが、いかがでしょうか。

早稲田課長 只今、長谷川委員より稲垣悟委員を会長にとご推薦がありました。その他の推薦はございませんでしょうか。

早稲田課長 無いようですので、当審議会の会長に稲垣悟委員を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

早稲田課長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、当審議会の会長は、稲垣悟委員に決定いたしました。

会長が決まりましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

杉山主幹 稲垣悟委員は会長席へご移動ください。

杉山主幹 それでは、稲垣悟会長からご挨拶をいただきますので、よろしく願いいたします。

稲垣会長 只今、会長に選出いただきました稲垣悟と申します。よろしく願いいたします。

さて、この審議会は先ほども説明がございましたように平成7年6月に発足し、そこから30年が経ちました。私自身も平成17年6月から委員に就任しておりまして、今期で5期目、もう20年も務めております。

当事業も終盤を迎え、完了まであとひと息のところとなりました。いよいよ最終盤になるかと思いますので、事業が1日でも早く完了できるよう、審議会の会長として微力ではございますが、尽力してまいります。

委員の皆さまにおかれましては、会議が円滑に進行するようご協力いただくことをお願いさせていただきまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

杉山主幹 ありがとうございました。
それでは会長が会議を総理することになりますので、会長よろしく願いいたします。

稲垣会長 続きまして、副会長の選出を議題といたします。事務局に選出方法について説明を求めます。

吉田係長 それでは、事務局から副会長の選出についてご説明をさせていただきます。

副会長につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定において、会長に事故がある場合にその職務を代理する者として、委員のうちからあらかじめ互選しておくものでございます。説明は以上です。

稲垣会長 只今、事務局から選出方法について説明がありました。
副会長の選出を行いたいと思いますが、立候補はございませんでしょうか。

稲垣会長 立候補はないようですので、私から推薦させていただきます。
富士道緑男委員を推薦したいと思いますが、その他に推薦はございませんでしょうか。

稲垣会長 無いようですので、富士道緑男委員を副会長に選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲垣会長 ご異議なしと認めます。よって、当審議会の副会長は富士道緑男委員に決定いたしました。
富士道委員は副会長席へご移動ください。

稲垣会長 それでは、富士道副会長からご挨拶をいただきますのでよろしくをお願いいたします。

富士道副会長 只今、副会長に選出いただきました富士道でございます。よろしく申し上げます。

私は平成27年6月から委員に就任し、2期を終えて今期で3期目となりますが、本土地区画整理事業が円滑に進むよう引き続き努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

稲垣会長 ありがとうございました。

続きまして、日程第2「議席順位の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

吉田係長 それでは、議席順位の決定についてご説明させていただきます。

委員の席順は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱の第4条において、あらかじめ会長が定めると規定しております。

次第を1枚めくっていただきますと審議会委員名簿がございますので、ご覧ください。現在、議席順位は空白となっております。

只今、会長及び副会長が決定されました。本審議会委員の定数は15名でありますので、まず、会長の議席番号は最後の15番とさせていただきます、副会長の議席番号を14番とさせていただきます。

次に、その他の委員の皆様の議席順位の決定方法についてですが、抽せんにて決めさせていただきます。ただいまから事務局が抽せんの番号札をお持ちいたしますので、1番から13番までの番号を引いていただきます。

また、本日は3名の委員が欠席となっておりますので、残った3本のくじを最後に会長に引いていただき、議席番号を決めさせていただきます。

なお、引く順番につきましては、只今ご着席いただいております順にてお願いいたします。

それでは、抽せんを始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(抽せんにより議席番号決定)

吉田係長 抽せんの結果をご報告いたします。

- 1 番、小川 晃三委員
- 2 番、稲垣 和久委員
- 3 番、園田 條元委員
- 4 番、沖本 廣幸委員
- 5 番、石田 欣也委員
- 6 番、稲垣 進委員
- 7 番、渡邊 学委員
- 8 番、長谷川 武委員
- 9 番、伊藤 満委員
- 10 番、住友理工株式会社委員
- 11 番、林 雍博委員
- 12 番、牧野 裕人委員
- 13 番、山本 一三委員
- 14 番、富士道 緑男委員
- 15 番、稲垣 悟委員 となりました。

以上で、議席順位の抽せん結果の報告とさせていただきます。

稲垣会長 只今、事務局より議席の順位につきまして報告がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲垣会長 ご異議なしと認めます。よって、議席順位につきましては、報告のとおり決定いたしました。

次回の審議会からは議席の順番でご着席くださいますようお願いいたします。

続きまして、日程第3「議事録署名者の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

稲垣会長 ご異議なしと認めます。よって会長において指名することに決しました。議事録署名者に、1番 小川 晃三委員、2番 稲垣 和久委員を指名いたします。

続きまして、日程第4「その他」に入ります。その他何かございますか。

吉田係長 今回の改選で、初めて委員になられた方もお見えになりますので、土地区画整理審議会の役割につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、日程資料の3枚目の「土地区画整理審議会の役割」と書かれた資料をご覧ください。

1の「土地区画整理審議会とは」についてでございますが、土地区画整理審議会とは、市が土地区画整理事業を施行する場合におきまして土地区画整理法に基づき設置されるものであり、その委員は施行地区内の地権者を代表し、施行者である市が仮換地の指定など権利者に対し、重大な利害関係がある処分を行う場合におきまして、意見を事業に反映させることなどが、主な役割となっております。

次に2の「土地区画整理審議会の権限」についてでございますが、審議会の権限につきましては、土地区画整理法第56条第3項に「審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、土地区画整理法に定める権限を行う」と、規定されております。

権限とは、具体的に大別いたしまして、「審議会の意見を聴かなければならない事項」と「審議会の同意を得なければならない事項」とがあり、資料には小牧南地区における審議内容の

主なものを記載させていただいております。

(ア)の審議会の意見を聴かなければならない事項でございますが、①から③につきましては、事業の終盤に定める換地計画に関する事項になりまして、縦覧に供すべき換地計画の作成や変更、また、縦覧に供した換地計画について、権利者から提出された意見書の審査にあたり、ご審議をいただくものであります。

④につきましては、仮換地の指定や変更を行うにあたり、ご審議をいただくものであります。仮換地の指定はすでに行っておりますので、変更の必要が生じた場合にお諮りすることになります。

⑤につきましては、保留地予定地を公開抽せんによらず、随意契約で処分する場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、(イ)の審議会の同意を得なければなりません事項でございますが、①につきましては、評価員として、土地又は建築物の評価について経験を有する者5名を選任するにあたりまして、ご審議をいただくものであります。評価員は、土地等の評価を適正、妥当なものとするための諮問機関であり、現在5名の評価員が選任されております。今後、辞任等により新しい評価員の選任の必要が生じた場合にお諮りすることになります。

②につきましては、土地区画整理法に定められる公益性の高い土地につきまして、その位置や地積等に特別な考慮を払い、換地を定める場合などにおきまして、ご審議をいただくものであります。こちらは事業の当初にすでにお諮りをしておりますので、今後諮問の予定はございません。

③につきましては、保留地予定地を定めようとする場合におきまして、ご審議をいただくものであります。こちら事業の当初にすでにお諮りをしておりますが、定めた保留地に変更がある場合には、諮問させていただくことになります。

続きまして、3の「土地区画整理審議会の議事運営について」ご説明させていただきます。議事運営については、土地区

画整理法や小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱に基づき、進めさせていただくことになります。

資料には主なものを記載しております。先ほど選任いただきました会長は、審議会を代表し、議事等の会務を総理していただきます。また、会議は委員の半数以上の出席で成立いたします。委員が発言する際は挙手をしていただき、会長の指名があってから発言していただきます。

また、会議は個人情報等を含む内容を除き、原則公開となり、議事録も市のホームページで公開されますので、ご承知おきください。

以上、簡単ではございますが、土地区画整理審議会の役割についての説明とさせていただきます。

また、その他といたしまして、もう1点、今後の審議会の予定についてご報告させていただきます。

事業も終盤となり、当初と比べると諮問事項が少なくなっていることから、近年では定例的に年に1回、4月から5月頃の開催となっております。

今年度につきましては、現時点で審議会の予定があるものではございませんが、今後、事業を進める中で、急遽、法令等に基づき、審議会にお諮りする必要がある事案が発生した場合には、年度の途中に審議会を開催させていただくことがございます。その際は、概ね1ヶ月前に日時、場所、内容等の詳細を文書にてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

稲垣会長 ありがとうございました。
 只今の報告の他に何かございますか。

園田委員 事務局から、会議の開催は概ね1ヶ月前に案内をするというお話でございましたが、今回だけは突発的だったように感じます。他の地区も1ヶ月ぐらい前には連絡をいただいて、重ねて電話での出欠確認もされて、大変丁寧にやられております。今回は、以前から委員をされている方は選挙の日程を4月の審議

会で示されておりましたので予定しておりましたが、公告後でなければ通知できなかったのか、突然の感があり、電話での確認もなかったので、今後はそういった形で丁寧にやっていただければと思います。

杉山主幹　　今回は、選挙期日である6月1日以降の通知ということで、審議会の直前となってしまったところであり、本来であれば皆様に電話連絡にて日時等をお伝えすべきでしたので、次回からはそういった形で通知とともに電話でご連絡を差し上げるようにいたします。

沖本委員　　今回が初選出であるため、審議会や土地区画整理のことはあまりよくわからないのですが、大きく2点ほどお聞きしたいことがあります。

1つは地方債のことですが、これは金利が安いものに借り換えるなどのことはしてみえるのでしょうか。

それからもう1つ、雨水調整池の容量についてです。30年ほど前に事業が開始されていますが、容量の決定というのは、それ以降東海豪雨などの大雨があったり、雨水の流出係数が変わったりしている中で、変更はしているのでしょうか。わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

上井係長　　地方債の借り入れについてと、雨水調整池についてのお尋ねであります。

地方債は、国庫補助金の裏負担に市債という形で充当しているものであります。借り入れにつきましては、財政部局のほうで一括して行っている状況であり、当然ながら利率は借入先によって異なりますが、当課では把握しかねております。

調整池の容量決定につきましては、事業が認可されてから期間が経っておりますが、認可当時、地区面積に一定の係数をかけた容量を地区内に貯めるという計算を行っておりました。具体的に申し上げますと、南地区の宅地面積に600という係数をかけて算出した容量となります。その後、先ほどおっしゃられ

ました東海豪雨等の状況を鑑みながら、1級河川である新川が特定都市河川流域に指定されたこともございまして、現在の基準では、特定都市河川浸水被害対策法という別の法律に基づいた対策が必要になってくるものでございます。本地区の算定につきましては、排水先の河川の許容放流量も考慮しながら各調整池の容量を個々に計算して定めている状況であります。

稲垣会長 その他よろしいでしょうか。

稲垣会長 ご発言もないようですので、本日の審議会は終了いたします。ありがとうございました。